

# 道政刷新、地域からの変革

～2011年統一自治体選挙北海道重点政策～

2011年3月

民主党北海道総支部連合会

## <はじめに>

道民のみなさん、北海道は、このままでいいのでしょうか。  
この8年間、知事も議会も、古い自民党に支配され、停滞してきた北海道。  
道民所得は毎年連続して下がり、生活は苦しくなるばかり。  
一方で、道債残高は5兆7千億円まで膨れ上がり、道財政は実質破綻状態に陥りました。  
これ以上の停滞、これ以上の借金はゴメンです。  
本年4月には、4年に一度の統一自治体選挙が行われます。  
今こそ、知事を変え、議会を変えて、北海道を再生しましょう。  
地域主権の新しい時代に、勇気ある確かな一歩を踏み出しましょう。  
地域からの変革＝「道政の刷新」で、北海道は、必ず元気にできます！

## 1. 道政を改革します。

～道民投票制度の導入、支庁制度改革のやり直し、「事業仕分け」の実施～

- (1) 地域主権改革による「新しい北海道政府」の確立
  - ・「地域のことは地域が決める」＝地域主権の国づくりの観点から、国と道、市町村の新しい役割分担を明確化し、国から道、市町村への権限・財源の移譲を大胆に進めます。
  - ・道と政令市（札幌市）の新しい役割分担・連携のあり方について、調査検討を進めます。
  - ・新たな役割分担のもとに、国の出先機関と道との統合を進め、効率的・機動的な新しい北海道政府を確立します。
  - ・新しい北海道政府の運営基本原則として、情報公開や住民参加、さらには住民投票制度の導入を盛り込んだ「北海道自治基本条例」を制定します。
- (2) 地域重視の道政へ
  - ・地域重視の観点から支庁制度のあり方について改めて検討し、看板のかけ替えだけに終わった高橋道政の支庁改革をやり直します。
  - ・全国で唯一、財政再生団体になった夕張市については、再生計画の着実な推進を図る中で、市民生活や産業振興等にかかわる課題について、道としても積極的に支援していきます。
  - ・広い北海道にあって、地域重視の道政を進めるため、道内を4圏域（道央圏、道南圏、道北圏、道東圏）に分け、各圏域を専門に担当するセクションを配置するとともに、副知事に責任をもって分担させ、それぞれの圏域の特性を活かした振興を図ります。
- (3) 道財政の立て直し
  - ・道財政は、高橋道政8年間で道債残高が5兆7千億円（道民一人当たり100万円超）にまで膨れ上がり、破綻状態に陥っています。道財政の立て直しに向け、行財政改革を徹底します。

- ・道の予算編成の透明化を図るとともに、特に企業会計事業、特別会計事業、天下り・関与団体等について、道民参加による「事業仕分け」を実施し、ムダの削減を徹底します。
- ・安定した地方財政の確立に向け、国と地方の税配分の見直しをはじめ、国直轄事業の地方負担金の廃止、地方交付税や一括交付金の増額など、財政の地域主権改革に全力をあげます。

## 2. 道議会を改革します。

～「答弁調整」を廃止、議員定数は2割削減、議員報酬を12%カット～

### (1) 開かれた議会

- ・情報公開を徹底し、道民の議会参画を推進するため、本会議のみならず、各委員会審議をインターネットで中継します。
- ・議案はもとより、議案に対する各党派・議員の賛否、議員の視察の調査報告書、各議員の議員活動をホームページ上に公開します。
- ・議会として、道民の意見を広く聴き、活動の報告をするため、地域に出向いた議会公聴会、議会報告会等を積極的に開催します。
- ・北海道議会基本条例の趣旨に沿って議会改革を不断に進めるため、「議会改革道民フォーラム（仮称）」を設置します。

### (2) 自立した議会

- ・本会議及び委員会の質疑に関する理事者側との「答弁調整」、「すり合わせ」を全面廃止します。
- ・本会議における質問と答弁に「一問一答」方式を導入し、議会を活性化します。
- ・議会の機動性を高めるため、常任委員会を通年開催にするとともに、特別委員会については、常設型を見直し、必要ある時に集中的に審議を行う委員会とします。
- ・道民の「陳情・請願」に対しては、関係当事者の意見陳述の機会を保障する委員会運営とします。
- ・委員会の権能を高めるため、「予算特別委員会」や「決算特別委員会」に地方自治法第九十八条及び第百条の権能を付与し、道議会の監視機能を強化します。
- ・行政から独立した道議会の法務・政策調査スタッフの拡充、附属図書室の充実など、議員の政策立案及び監視機能へのサポート態勢を強化します。

### (3) 効率的な議会

- ・議員定数を2割削減します。人口減少や札幌一極集中の中で、選挙区割のあり方、政令市における定数のあり方等について、抜本的に見直します。
- ・議員の報酬を12%削減します。
- ・議員の海外調査派遣制度を廃止します。
- ・政務調査費については、その用途区分を明確にするるとともに、人件費を含む1円以上の支出に関する領収書の全面公開を徹底します。
- ・費用弁償については、日当、宿泊費を道職員と同額にするなど、総額を節減します。
- ・道議会が、海外との姉妹都市交流などで派遣する議員の海外出張、及び委員会の道外視察・調査については、その派遣人員を削減します。
- ・議員年金を廃止します。
- ・議長の肖像画を廃止します。
- ・統一自治体選挙の実施時期を、4月から10月に変更する制度改正を求めます。
- ・三親等以内の親族・姻族以外の「慶弔費」を自粛します。

※上記の改革は、任期の前半中に議会としての合意を取り付け、速やかに実行に移します。

3. 道民所得の向上を図るため、「食」や「観光」、「環境・エネルギー」等の分野を中心に新しい産業文化を振興します。

～国際戦略総合特区の導入、エネルギー自給率の向上、新しい公共を担うNPO～

(1) 「食」の振興

- ・農畜産物や水産物など一次産品の付加価値向上のため、産学官及び金融機関等の連携による新たな技術・商品開発を促進します。
- ・原料原産地の表示、トレーサビリティシステムの導入拡大など、産地ブランド化を推進するとともに、観光産業と連携した地産地消、並びに道外・海外販路の拡大に積極的に取り組みます。
- ・道内3エリアの相互連携による「食のコンプレックス国際戦略総合特区構想」はじめ、各地域での食クラスターを北海道の新成長戦略として位置付け、その実現と推進を図ります。

(2) 観光の振興

- ・中国や台湾、韓国など海外観光客の増加に向け、新千歳空港を拠点に免税店の設置、規制緩和などを提案した「北海道観光インバウンド総合特区構想」の実現を図ります。
- ・道内各地域の広域観光施策を充実するとともに、地域ごとのきめ細やかなブランド化を進め、国内外からのリピーター観光客を増やします。
- ・都市住民の憩いの場である農山漁村の価値を再確認し、景観の整備、食文化や地域文化のブランド化等を図り、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどを促進します。
- ・健康や医療を目的とする海外からの旅行者向けの情報提供や医療機関とのコーディネートを行う相談窓口を配置します。
- ・道内の観光地では、空き店舗や空きホテルが増えています。観光地の荒廃を防ぐために、これらの施設の利活用を促進します。

(3) データセンターの誘致

- ・北海道の冷涼な気候により電力消費量を大幅に抑えることができる利点を生かし、首都圏のデータセンターやネットワークの誘致を促進します。
- ・コンテナ型等の低コストで柔軟な施設整備を進めるとともに、距離によるコスト格差のないネットワーク環境の整備を図ります。

(4) 自然エネルギー等の導入・活用

- ・北海道は水力、天然ガス、木質や畜産ふん尿のバイオマス、雪氷、風力、太陽光等の自然エネルギーに恵まれた地域であり、その導入・活用を積極的に支援し、道内のエネルギー自給率を高めます。
- ・サハリン天然ガスの開発・利用と道内企業の事業参入を促進します。
- ・CO<sub>2</sub>の国内排出削減量の認証制度である国内クレジット制度を活用し、森林整備の促進をはじめ、間伐材を有効活用したペレットストーブの普及促進、雪冷熱エネルギーの農畜産物貯蔵・備蓄などを進めます。
- ・再生可能エネルギーを全量買い取る固定価格制度の導入と併せ、効率的な電力網（スマート・グリッド）の技術開発・普及を支援し、新しい産業の振興を図ります。

(5) 地場産業・道内中小企業の振興

- ・農商工連携型ビジネス開発を含む農林漁業の6次産業化、新技術による一次産品の高付加価値化、未利用資源の活用促進による機能性食品、化粧品原料、新素材などへの利用、あるいは自然エネルギーの利用促進など、新産業・新事業に取り組む道内企業を積極的に支援します。

- ・企業の成長段階に応じた経営人材や優れた研究人材の育成と確保、資金調達に対する経営基盤の強化に取り組みます。
- ・公共工事については、地方発注事業の確保、入札制度改革などにより、地域中小建設業者が受注機会を確保できるよう取り組みます。道や市町村が発注する工事や委託契約に従事する雇用者の適正な賃金・労働条件の確保に向け、発注者の責任などを明記した「公契約条例」を制定します。

#### (6) 地域の活性化

- ・人口の札幌一極集中を是正するため、医療や教育など道内中核都市の都市機能を整備し、圏域単位における地域の自立を進めます。
- ・魅力あるまちづくりを推進するため、商工業者等の地域貢献活動を明記した条例を制定し、地域コミュニティの再生や商店街の活性化に取り組みます。
- ・移住や2地域居住など、様々な形で、人の誘致や交流を促進します。地域の企業と高校・大学が連携したインターンシップの充実で、地域に根付く若者を増やします。
- ・公共施設の耐震化やバリアフリー化を進めます。放置された空き地、空き家、空き店舗を地域で積極活用する「プラット・フォーム」づくりを進めます。
- ・北海道の芸術、文化、スポーツ活動の振興を図ります。また、人と人とが支え合い、役立ちあう社会を実現するため、福祉サービスや環境保護、リサイクルなど様々な分野で「新しい公共」を担うNPO法人などを支援します。
- ・災害や伝染病などから道民の生命と財産をしっかりと守る危機管理体制を強化します。
- ・国防の基本方針・新大綱を踏まえつつ、自衛隊基地・駐屯地などの地域経済への寄与や防災対応、及び訓練環境の確保を重視した道内自衛隊体制の堅持を図ります。

### 4. 農林漁業の再生、農山漁村の活性化を進めます。

～6次産業化の推進、戸別所得補償の拡充、TPP参加は慎重に～

#### (1) 農林漁業の6次産業化

- ・農山漁村に由来する幅広い資源と、食品加工、観光産業、エネルギー産業とを結びつけ、農林水産物の付加価値を高めるとともに、地域ビジネスの展開や移輸出による販路拡大など、農林漁業の6次産業化を進め、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。
- ・学校や福祉施設の給食等における「地産地消」を進めるとともに、北海道産品の移輸出への取り組みを支援します。
- ・安全・安心の食を確保するため、食品の原材原産地等の表示及びトレーサビリティの義務付け対象を拡大します。

#### (2) 戸別所得補償の拡充

- ・本格実施される農業における戸別所得補償については、生産費における家族労働評価の見直し、輪作体系の維持や大規模、専業中心といった北海道の特性が十分に反映されるよう取り組みます。
- ・野菜や果樹等に対する新たな生産振興策と経営セーフティネットの構築に取り組みます。

#### (3) 農業基盤整備の推進

- ・食料供給基地である北海道の農業生産・供給基盤の整備については、そのあり方を見直す中で、着実に推進が図られるよう取り組みます。

#### (4) エゾシカ対策

- ・エゾシカ等野生鳥獣による農林業被害防止に向け、適正生息数への抑制など、被害防止対策の拡充強化や防止技術の確立など、実効ある対策を強力に進めます。
- ・エゾシカの食肉利用、販路拡大に取り組みます。

(5) TPPやWTO、FTA、EPAへの対応

- ・TPPへの参加については、北海道の農林漁業等に甚大な影響をもたらすことから、政府に対し、国民合意を前提に慎重に対応することを求めます。
- ・WTOやFTA、EPA交渉においては、安全・安心の食の供給、食料自給率の向上、国内農林漁業・農山漁村の振興などを損なわないよう求めます。

(6) 林業・林産業の再生

- ・林業・林産業の再生は、環境対策の成長戦略に不可欠であり、木材の安定供給力の強化を図ります。
- ・森林を荒廃させることがないように、適切な資源管理に基づく伐採、造林、育林等、森林計画制度の抜本的な見直しを進めます。荒廃した森林の再生と地球温暖化防止に向け、カーボンオフセットを活用した森林整備を推進します。
- ・「緑のダム」構想の観点に立って、国有林等の公有林と民有林を一体化した流域保全対策を強化します。
- ・北海道の貴重な森林と水資源を将来にわたって保全するため、市町村ごとに森林と水資源の分布状況、所有関係、利用状況等を総合的に把握するための森林・水資源の基礎的なデータの整備を進めます。
- ・森林所有者への「森林管理・環境保全直接支払い制度」の導入を図ります。森林・水資源の保全や間伐等の整備に必要な財源とするために森林環境税（仮称）を検討します。
- ・公共施設整備、住宅建設等での地域材・道産材活用の支援策を強化します。

(7) 漁業・漁村の振興

- ・水産資源の持続的利用に向け、資源評価の精度向上を図りながら、TAC制度（漁獲割当）等の資源管理を推進します。禁漁・休漁・減船等の資源回復措置への支援拡充に取り組みます。
- ・持続的な漁業・漁村を可能とするため、漁業経営の実態に即した漁業所得補償制度の実現を図ります。
- ・漁場環境を保全するため、森林・河川・海洋環境の整備を進めます。併せて、種苗生産・放流等の栽培漁業を振興し、水産資源の増大を図ります。
- ・漁業経営の安定に向け、燃油高騰セーフティネットや魚価維持対策、さらには制度資金、省エネ機器導入の助成措置などの拡充強化に取り組みます。

5. 雇用を創出するとともに、雇用のセーフティネットを拡充します。

～北海道版グリーンニューディールの推進、失業率を3%台に、季節労対策の充実～

(1) 雇用の創出

- ・農林漁業の6次産業化や地球温暖化防止に向けた森林の再生、自然エネルギーの開発・普及などを柱とした「北海道版・グリーンニューディール」政策を積極的に進め、新たな雇用を創出します。
- ・雇用の「質」と「量」の改善をめざし、地場産業の振興と密接に連動する、道の新しい雇用創出計画をつくり、失業率3%台への引き下げ、女性の就業率50%台への引き上げ、待遇における男女間格差の是正、非正規労働から正規労働への転換促進などを進めます。
- ・地域に根ざした雇用創出を着実に図るため、全道14地域の「地域雇用おこし戦略会議」の活性化等によって、よりきめ細やかな対策を講じます。
- ・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別対策事業」については、市町村や委託事業者が運用しやすくなるよう、人件費割合要件の緩和等、弾力的な運用措置を講じます。

- ・地元経営者と大学生・高校生との交流を通じたマッチング事業や、地域で起業をめざす若者への支援など、地域雇用の促進に取り組みます。

(2) 雇用のセーフティネット

- ・時限措置である「訓練期間中の生活保障制度」の恒久化を求めます。
- ・職業訓練に大きな役割を果たし、道内では4カ所設置されている地域職業訓練センターの機能維持に取り組みます。
- ・季節労働者対策である通年雇用促進事業の実施主体となっている「地域協議会」が、主体的事業をより実施できるよう委託条件を見直します。季節労働者への雇用保険特例一時金の「50日分支給」への復元に取り組みます。

6. 道民の暮らしを支える「医療」と「福祉」をしっかりと確保します。

～医師不足解消計画の策定、道のリーダーシップで2次・3次医療圏を整備～

(1) 地域医療の再生

- ・北海道がリーダーシップを発揮して、市町村、医科大学、公的病院と民間病院との協力と役割分担で、地域医療を再生します。
- ・地域医療再生の基本データとするために、地域の病院・診療所の機能、在籍する医師の配置状況等の医療提供体制実態調査と正確な疾病調査を実施します。
- ・医師、指導医の養成と適正配置を図り、地域在住での医師研修システムの充実等を内容とする医師不足解消計画を策定します。
- ・不採算医療やへき地医療を担っている公的病院の経営健全化を図るため、必要な財源措置を行います。

(2) 医師不足の解消

- ・医師不足に対応するため、道地域医療振興財団の短期医師派遣制度や、道医師会・道病院協会が運営している短期医師派遣制度を充実します。
- ・医師不足の解消に向けて、札幌医科大学の入学定員の増加、奨学金制度の充実を図るとともに、地域医療に貢献するセンターとして機能と役割を高めます。また、地域で検討されている医育大学の新增設の取り組みを支援します。

(3) 看護師など医療スタッフの充足

- ・看護師などの医療スタッフを養成するため、医育大学や看護養成校の入学定員の増加、奨学金制度の充実を図ります。
- ・看護師などの医療スタッフの不足を解消するための診療報酬の見直し、潜在看護師の掘り起こしや再就職の支援、就業定着の推進を図ります。

(4) 救命救急医療の確保

- ・救命救急医療を確保するため、市町村の垣根を越えた救急搬送システムの構築を図ります。
- ・ドクターヘリが全道エリアをカバーできるよう、その整備拡大を図ります。

(5) 小児科、産科医療の整備

- ・北海道として周産期医療、小児救急医療から子育てなどを総合的に推進する体制が脆弱なことから、次世代子育て支援プログラムを再構築します。特に、総合的な小児救急医療体制（3次医療圏）の整備は急務で、当面、全道3カ所の整備をめざします。
- ・産科医療を担う女性医師や助産師などの働きやすい環境を整えるため、ワークシェアによる短時間就労の環境整備や、院内保育所の設置運営への助成を充実強化します。また、助産師の専門知識を生かした助産師外来の設置病院は、早急に21医療圏域全てに拡大します。

(6) 地域福祉の充実

- ・特養ホームの待機解消に向け、地域の実需に応じて介護施設を増やすなど、地域で安心して生活できる介護環境の整備を図ります。また、介護労働者の賃金引き上げに取り組めます。
- ・高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、医療と介護の連携を含めたバランスのとれた提供体制を、2次医療圏ごとに整備します。
- ・「北海道障がい者条例」に基づく具体的な施策として、道内14圏域に設置された地域づくり委員会の活動を活性化させ、差別なく権利が守られ暮らしやすい地域づくり、障害があっても生き生きと働くことのできる地域社会づくりを進めます。

7. 女性の社会参画を促進し、「子育て」や「教育」を充実します。

～女性の起業を支援、保育サービスの質と量を確保、「通報制度」の撤廃～

(1) 女性の社会参画の促進

- ・あらゆる場への女性の参画を促進し、家庭、職業、地域で男女のバランスのとれたライフスタイルへの転換を支援します。
- ・女性のビジネスプランを作成するコーディネーターの配置や資金調達のバックアップなど、女性の起業家を育成・支援します。
- ・女性に対する暴力の根絶を進め、被害を受けている方への保護、自立支援に取り組めます。

(2) 子育て施策の充実

- ・保育所の待機児童解消に向け、保育ママなどの家庭的保育制度や一定の基準を満たした認可外保育サービスの拡充を図ります。
- ・学童も含めた保育サービスの質と量を確保し、子どもが安全で安心してすごせる居場所をつくります。
- ・児童虐待の防止、虐待を受けた子どもたちの保護を進めるため、各地域の児童相談機能の強化を進めます。
- ・子ども手当や高校授業料の実質無償化、大学奨学金の継続・充実を図ります。
- ・若年者の自立のための就業支援や意識啓発を総合的に担う体制を整備、施策を推進します。

(3) 教育環境の整備

- ・きめ細かい教育の推進のため、少人数学級編制を進め、子どもたちの学力・体力向上を図ります。
- ・通学困難地域にある道立高校については、その存続を図っていきます。
- ・一定の基準に基づくフリースクールへの支援に取り組めます。
- ・北海道教育委員会の教育現場における「通報制度」を撤廃させます。
- ・生涯学習の充実を図ります。

8. 生活と産業の基盤である航空ネットワークや新幹線、高速道路など、総合交通ネットワークを整備します。

～新千歳空港の民営化と地方移管、新幹線の早期完成、道路速度規制の見直し～

(1) 新千歳空港の国際ハブ空港化と道内航空ネットワークの整備

- ・新千歳空港の国際ハブ空港化に向け、民間の資金やノウハウを活用した整備と管理を推進します。
- ・新千歳空港の地方移管を追求し、着陸料等収入の道内空港整備への配分ができるようにします。

- ・地方航空路線の休廃止や事業撤退が事業者側の事情で一面的に行われないう、地元自治体や空港の設置管理者等と事前協議する一定のルールづくりに取り組みます。
  - ・札幌市はじめ道内の関係自治体と連携して、丘珠空港の維持・存続に取り組みます。
- (2) 高規格幹線道路ネットワークの整備
- ・救急医療施設へのアクセス向上や経済活動活性化の基盤となる高規格幹線道路等、幹線交通ネットワークの整備を進めます。
  - ・総合特区制度や道州制特区制度を活用し、一般国道等の速度規制見直しによる地方道の高速化を促進します。
- (3) 重要港湾の整備と国際航路の開設
- ・苫小牧港や室蘭港はじめ、函館港、釧路港、石狩湾新港など、北海道と国内外を結んで物流拠点となる港湾の整備を進めます。
  - ・北極の氷が減少したことによる北極圏航路開設の可能性等について、北海道としても情報収集を進めます。
- (4) 北海道新幹線の整備
- ・北海道新幹線の新函館～札幌間の全線フル規格での早期認可・着工、早期完成を図ります。国の財源や地方の財政負担、貨物輸送、並行在来線のあり方の検討を進めます。
- (5) 地域交通の確保、離島航路への支援
- ・人々の社会参加の機会確保をめざす「交通基本法」の制定を図るとともに、地域交通を確保する支援策の拡充に取り組みます。
  - ・離島に居住する住民にとって生活に不可欠な交通手段である離島航路の存続のため、支援制度を整備拡充します。
9. アイヌの人たちに対する総合的施策を推進します。  
～アイヌ新法の制定、イオルの再生を加速～
- ・先住民族であるアイヌの人たちの地位の向上と民族の誇りが尊重される社会の実現に向け、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告等を踏まえ、総合的な施策の推進と、その推進の根拠となる法律の制定に取り組みます。
  - ・自然と共生してきたアイヌ民族の豊かな知恵と文化を、道民・国民共有の財産として守り、活かし、後世に伝えるため、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の取り組みを加速します。
10. 北方領土の早期返還に向けた取り組みを進めます。  
～効果的な自治体外交の展開、ビザなし交流の拡大～
- ・わが国固有の領土である北方四島の早期返還に向け、積極的な啓発活動を進めるとともに、ロシアとの相互理解・交流を深めるため、国と連動した効果的な自治体外交を展開します。
  - ・北方領土へのビザなし交流については、参加対象を元島民、返還運動・マスコミ関係者などに限定することなく、その枠を広げて経済分野についても交流・訪問ができるよう取り組みます。
  - ・北方領土を知床世界自然遺産のエリアに含めることについて、日ロ間で領土問題とは切り離して協議を進めるよう、国に強く働きかけていきます。

以上